

荒川区創業支援施設

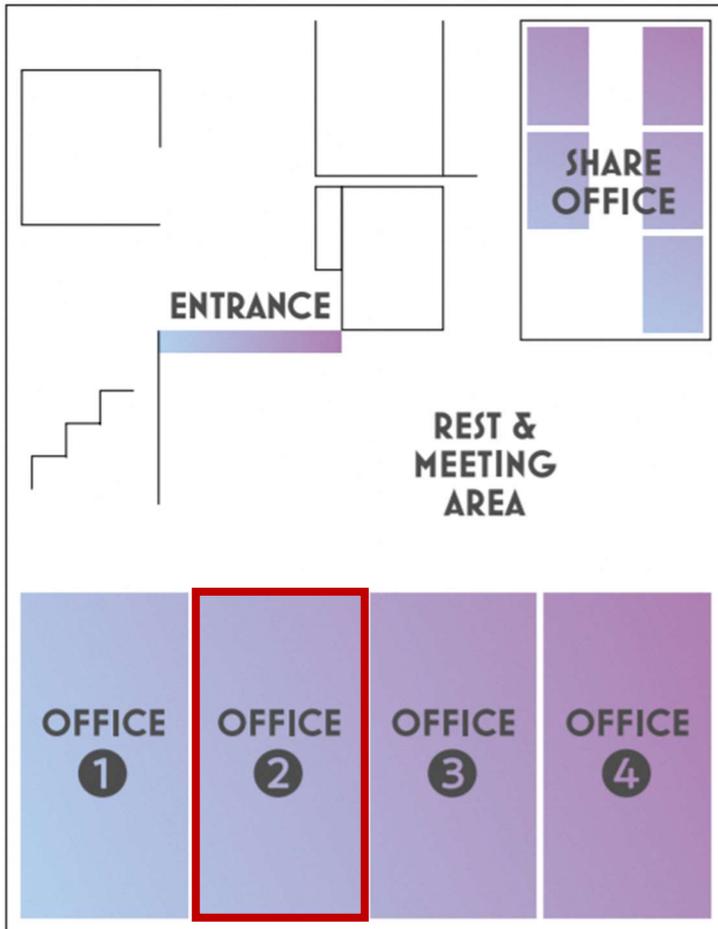
「イデタチ東京」

入居者募集要項

【募集期間】 令和3年10月15日（金）～11月15日（月）まで

令和3年10月

荒川区



2 応募資格等

当施設への入居資格は、次の要件の全てに該当する個人または中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう）になります。

※この要項で、創業とは、法人の設立、個人事業の開業を意味します。

- (1) 区内で創業予定の個人、または創業5年未満（入居日時点）の個人もしくは設立5年未満（入居日時点）の中小企業であって、次の「3 使用条件等」を遵守できること。
- (2) ファッション関連及びその周辺産業の事業を行うこと（衣服、装身具等の企画、デザイン、製造、販売、またはそれらの周辺業務）。
- (3) 荒川区内産業や地域の活性化に寄与すると認められる事業を行うこと。
- (4) 施設の使用期間終了後、荒川区内において引き続き事業を行おうとする意思を有すること。
- (5) 個人または法人にかかる住民税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及び暴力団員ではないこと。また、これら暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していないこと。

3 使用条件等

(1) 主に事務所またはアトリエとして使用すること。

※不特定多数の来場者が見込まれる教室や講座等の会場、生活の場、倉庫などには使用できません。

(2) 入居後速やかに、法人においては当施設を本社とする法人登記を、個人事業主においては当施設を事業所とする届出を行うこと（登記の変更後、法人登記簿謄本または個人事業の開業・廃業等届出書の写しを提出すること）。

(3) インキュベーションマネージャーの指導を月2回以上受けること。

(4) 荒川区およびイデタチ東京主催の事業（セミナー、イベント等）に積極的に参加すること。

(5) 入居者同士および日暮里繊維街、区内中小企業者等との交流を積極的に行うこと。

(6) 振動や音、異臭の発生などにより、他の入居者や近隣住民に迷惑をかけること。

(7) 年1回以上、荒川区に事業実績報告書を提出すること。

4 退去条件

以下の事由に該当した場合は、勧告を行い、3か月間経過を見た上で審査し、退去を決定します。

(1) 施設や設備を無断転貸・私物化したとき。

(2) 事業実績報告書を提出しない、また著しく内容に不備があるとき。

(3) 事業内容に問題があり、自立の見込みがたたず、指導があっても改善が見られないとき。

(4) 施設運営やイベント・セミナー等への参加・協力が見られないとき。

(5) 施設の利用頻度が低い場合（週3日以上の利用を入居の目安とします）。

5 入居取消条件

荒川区立日暮里地域活性化施設条例に基づき、下記の事由に該当する場合はオフィス等の使用承認を取消します。

(1) 不正の行為によってオフィス等の使用の承認を受けたことが判明したとき。

(2) 正当な理由がなくオフィス等の使用料を3か月以上滞納したとき。

(3) オフィス等を故意に毀損したとき。

(4) 創業が困難であると認められるとき又は創業に係る事業の成績が著しく悪化していると認められるとき。

- (5) この条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき又は区長の指示に従わなかったとき。
- (6) 前各号のほか、区長がオフィス等の管理上必要があると認めるとき。

6 使用期間

入居日から令和5年1月31日（火）まで。ただし、区長が必要と認めたときは、2回までの使用延長（1年を上限とします。）を可とします。

※入居日は、令和4年2月1日（火）～3月31日（木）の希望日をお選びください。

※入居日から使用料が発生します。

※オフィス等使用申請書（別記第5号様式）の「使用する期間」に、令和4年2月1日（火）～3月31日（木）の間の希望する入居日を記入してください。

7 使用料

(1) 使用料・共益費・保証金

	使用料（月額・共益費込）	保証金
個室オフィス 2号室	50,000円	150,000円

※保証金は、オフィス返還後、無利子で返還します。ただし、未納の使用料等があるときは、保証金から控除して返還します。

(2) その他の費用負担

個室オフィス 2号室	自己負担 (電気使用料、電話通信費、清掃およびごみ処理費)
------------	----------------------------------

8 設備

(1) 個室オフィス

- ・机、椅子、ロッカー等の必要備品は各自で用意してください。
- ・電源コンセントは10口（2口×5箇所）あります（電気容量：各オフィス40A、単相3線200/100V）。
- ・電話回線（アナログ回線）・テレビ端子（電話回線、地上デジタルテレビ以外のチャンネルは、各自契約の上、ご利用ください）
- ・空調は個別空調です。

- ・部屋ごとに機械警備が入ります。

(2) 共有設備等

- ・イデタチ東京内の休憩・打ち合わせコーナーや Wi-Fi を無料で利用できます。
- ・イデタチ東京内にコピー機が1台あります（有料）。
- ・メールボックス（建物1階外）、宅配ロッカー（イデタチ東京出入口付近）が利用できます。
- ・清涼飲料水自動販売機が建物1・2・3階にあります。
- ・株式会社ベビーロックが運営する「ベビーロック・スタジオ日暮里」（創作スペース・工房 ※概要下記）を特別割引（通常の15%オフ）で利用できます（建物2階および5階）。
- ・建物3階ホワイエで、創業者および創業を目指す人向けのコワーキングスペース「ツムギバ」を週3日開設しています。同スペースでは、マッチングボードの利用や、設置してある起業やファッション関連産業に関する書籍や雑誌の閲覧ができます。
- ・建物3階の多目的スペースでイベント等の開催が可能です（有料）。

(3) その他

- ・24時間365日利用できます。ただし、設備点検等で利用が制限される場合があります。
- ・事務所内での火気の使用は原則できません。
- ・施設（オフィス内含む）および敷地内は禁煙です。

【創作スペース・工房（ベビーロック運営）概要】

2階 創作スペース (A)45.55 m² (B)23.81 m²

5階 工房 56.07 m²

(1) 提供サービス

- ・ものづくりワークショップの開催（特別割引適用なし）
- ・家庭用・職業用ミシン（直線ミシン、ロックミシン等）を設置したスペース内でのレンタルミシンサービス・使い方のアドバイス等
- ・工業用ミシン・デジタル加工機を設置した工房（会員制）
- ・加工・製作代行サービス

(2) 設置機器

- ・家庭・職業用ミシン／直線ミシン、ロックミシン、カバーステッチミシン、ハンドステッチミシン、デジタル刺しゅう機
- ・工業用ミシン／1本針本縫い・電子鳩目穴かがり・電子門止め・シリンダーベット
- ・皮漉き機

- ・アパレル CAD・プロッター
- ・プリンター：テキスタイルプリンター・UV プリンター
- ・レーザーカッター

9 主な支援サービス

(1) インキュベーションマネージャーによる起業・経営支援

ファッション業界やコンテンツ業界のクリエイター支援の実績をもつインキュベーションマネージャーが在籍。起業や経営の支援、アドバイスを受けられます。必要に応じて荒川区の制度融資・各種補助金、各種専門家からのアドバイスも受けられます。

※インキュベーションマネージャーは、原則週2日 午前10時～午後5時常駐。

(2) メンター陣による実践的なアドバイス

ファッションデザイン、EC サイト運営、流通などさまざまな得意分野をもつプロフェッショナルから、月2回までメンタリングを受けられます。

(3) ファッションセミナー開催

先輩起業家の体験談が聞けるトークイベントやファッションビジネスのトレンドが知れるセミナーなど、ファッション関連産業の起業家やデザイナーを招いたセミナーを年4回程度開催します。

(4) 入居者同士の交流

入居者同士で情報交換できる場を設け、ファッションビジネスでのビジネスの成長をめざす仲間で、刺激を受けあい助け合うコミュニティを形成します。

10 入居審査等スケジュール（予定）

期	日	内 容
令和3年	11月下旬	一次審査（書類審査）
	12月上旬	一次審査結果の通知
	12月中旬	二次審査（面接審査）

	12月下旬	審査結果（合否）の通知
令和4年	2月1日 ～ 3月31日	入居 ※入居日はこの期間内のご希望の日から

※審査に関するお問合せには一切お答えできませんので、ご了承ください。なお、入居申込書、添付資料等の内容に虚偽又は重大な誤り等があった場合、入居決定を取り消す場合があります。

11 申込方法等

(1) 入居申込書の配布

令和3年10月15日（金）より、下記イデタチ東京のホームページからダウンロードできます。

・URL <https://idetachi.com>

※荒川区役所（6階）産業経済部経営支援課でも配架いたします。

(2) 申込方法

荒川区が定める次の「12 提出書類」を添えて、電子メールまたは郵送により提出してください。

なお、持参、FAXによる申込みは受付できません。また、提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

(3) 申込先

【電子メール】 apply@idetachi.com

「イデタチ東京」運営事務局 宛

【郵送】 〒116-0014 東京都荒川区東日暮里 6-17-6 ふらっとにつぼり 5階

「イデタチ東京」運営事務局 宛

(4) 応募書類受付期間

令和3年10月15日（金）から令和3年11月15日（月）まで

※郵送受付は当日の消印のあるものは有効です。

※応募を受理しましたら、メールを個別に送信します。送信には時間がかかる場合がありますが、（土日祝を除き）5日間以上連絡がない場合はご連絡ください。

12 提出書類

- (1) オフィス等使用申請書（別記第 5 号様式）
- (2) 事業計画書（申請書の別添）

※事業概要、事業計画等について、さらに詳しい説明をするための資料や商品概要（カタログ・写真等）を別紙で添付してもかまいません（返却はいたしませんのでご了承ください）。

- (3) 添付書類（①～④）

添付書類	法人	個人（創業済）	個人（未創業）
①	法人登記簿謄本	開業届出書	住民票（※）
②	直近の納税証明書（法人住民税及び事業税）	直近の住民税の納税証明書	直近の住民税の納税証明書
③	直近の決算書	直近の確定申告書	不要
④	商品・サービス等の概要が分かる資料、カタログ、写真等	商品・サービス等の概要が分かる資料、カタログ、写真等	商品・サービス等の概要が分かる資料、カタログ、写真等

※①個人（未創業）の住民票

日本国籍＝「本籍」「続柄」の記載は不要です。

外国籍＝「続柄」「国籍・地域」「在留カード・特別永住者証明番号」「通称の記載および削除に関する事項（履歴）」の記載は不要です。また、マイナンバー（個人番号）は記載しないでください。

13 申込にあたっての注意事項

- (1) 申込にあたっては、募集要項およびホームページをよくお読みください。
- (2) オフィス等使用申請書（別記第 5 号様式）の「使用する期間」には、令和 4 年 2 月 1 日（火）～3 月 31 日（木）の間の希望する入居日を記入してください。
- (3) オフィス等使用申請書（別記第 5 号様式）、事業計画書は全て記入してください。なお、提出書類に不備がある場合、受理できないことがあります。

14 個人情報の取扱い

- (1) 申込書類については、荒川区個人情報保護条例に基づき適正に取扱いいたします。
- (2) 入居決定者の申込書については、入居後の指導にも使用いたします。

(3) 入居できない場合の申込書は審査終了後破棄いたします。

15 荒川区立日暮里地域活性化施設（ふらっとにっぽり）の概要

外観写真



施設名称	荒川区立日暮里地域活性化施設	
愛称名	ふらっとにっぽり	
所在地	荒川区東日暮里六丁目17番6号	
階数	地上5階	
構造	鉄骨造	
敷地面積	723.65 m ²	
延床面積	2019.39 m ²	
フロア構成	1階	おもてなしスペース（休憩所）、総合案内（コンシェルジュ）
	2階	創作スペース（ベビーロック運営）、管理事務室
	3階	ホワイエ（コワーキングスペースを週3日開設）、多目的スペース
	5階	工房（ベビーロック運営）、創業支援施設「イデタチ東京」

※1階に区民事務所を併設

※4階は倉庫等区施設のため、一般の方は立入不可

16 お問い合わせ先

- (1) イデタチ東京、募集要項・申込受付に関するお問い合わせ

「イデタチ東京」運営事務局

【電子メール】 info@idetachi.com

- (2) 日暮里地域活性化施設・事業全般に関するお問い合わせ

荒川区役所 産業経済部 経営支援課 産業活性化係

担当 前田、倉田

【電話】 03 (3802) 4807 (直通)

【電子メール】 sogyoitshien@city.arakawa.tokyo.jp